

横 市 取 委 食 肉 第 2 号
令 和 元 年 9 月 2 日

横 浜 市 長
林 文 子 様

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 肉 市 場
食 肉 部 市 場 取 引 委 員 会
会 長 小 泉 聖 一

横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の改正について(答申)

平成 31 年 2 月 27 日(水)に開催された「平成 30 年度第 2 回横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会」における「卸売市場法の改正に伴う取引規制について」の諮問を受け、このたび下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

記

横浜市では、「横浜市卸売市場開設運営協議会」において、平成 30 年 10 月 9 日に「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」の諮問をしていましたが、この度、「公設公営として横浜市が開設運営の役割を引き続き担っていくことが望ましい」との答申が示されました。

また、この間、卸売市場法の改正に伴う具体的な対応について、農林水産省から詳細な見解等が示されました。

これらを踏まえ、横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会で検討した結果、当食肉市場の中長期的な成長を促すためには、公正・公平な取引の確保を前提としつつ、できる限り規制を少なくし、市場活性化の流れを進めていくことが重要と考えています。

また、卸売市場法の改正に伴い、見直しが必要な取引規制の項目について、別紙のとおり意見を申し述べます。